

葛飾区精神障害支援部会 実績報告

(令和4年12月末現在)

1 開催回数

部会1回(令和5年1月開催予定)

2 部会員の構成

区内障害者施設関係代表者5名、区職員6名

3頁「精神障害支援部会 会員名簿」のとおり

3 活動報告

令和3年度まで設置していた「精神障害者就労及び相談支援部会」の就労支援については、障害種別によらず一体的に情報共有や検討を行う場として「葛飾区障害者就労支援部会」と統合した。相談支援については、名称を「葛飾区精神障害支援部会」に改め、主に精神障害者の生活支援に関わる事業者と区で地域の課題を共有し検討していくこととした。

令和4年度は、部会員である地域活動支援センター、相談支援事業所、グループホームの代表者、区の障害福祉サービスを担当する保健予防課及び障害福祉課で、主に精神障害のある方の生活支援を行うなかで感じる地域の強みや課題となる部分、その対応策について意見交換を行う。

4 今後の方向性

意見交換で抽出した地域生活支援上の課題について、今ある資源を活用した具体的な対応策を検討していく。また、検討内容は、精神保健福祉包括ケア推進協議会へも報告し、重層的な連携による支援体制づくりに向けて、長期入院患者等支援検討部会及び精神保健在宅療養部会とも連携を図りながら進めていく。

葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会

長期入院患者等
支援検討部会

精神保健
在宅療養部会

合同開催

区外連携

連携

葛飾区障害者施策推進協議会

- ・ 地域自立支援協議会
- ・ 障害者差別解消支援地域協議会
- ・ 医療的ケア協議の場

精神障害支援部会
旧：精神障害者就労及び
相談支援部会

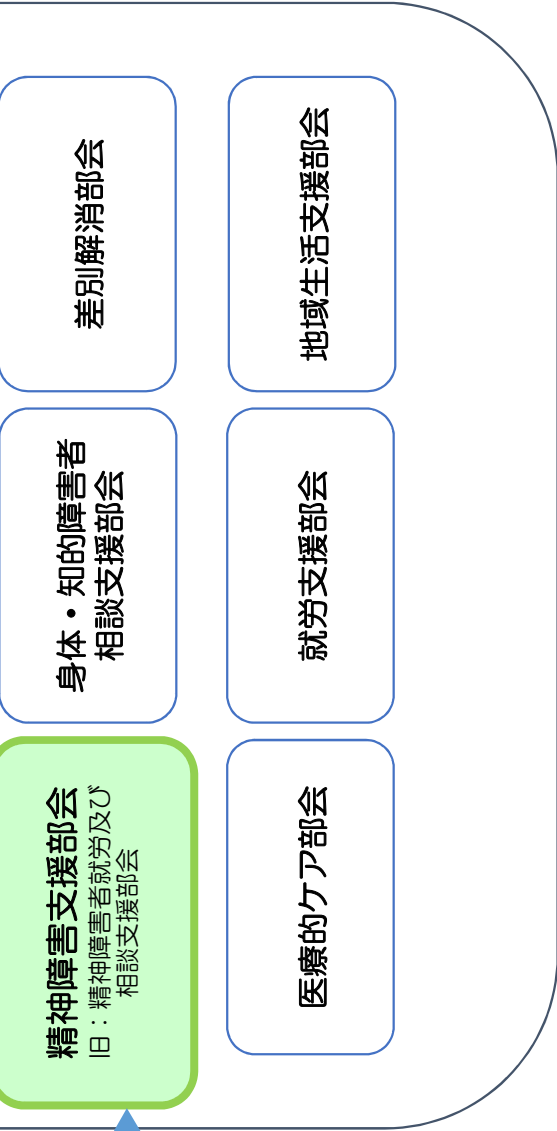
身体・知的障害者
相談支援部会

差別解消部会

医療的ケア部会

就労支援部会

地域生活支援部会



令和4年度 精神障害支援部会会員名簿

	所属
部会長	保健予防課長
副部会長	障害福祉課長
副部会長	障害援護担当課長
地域活動支援センター 相談支援事業所	特定非営利活動法人SIEN
相談支援事業所	特定非営利活動法人おおぞら会
地域活動支援センター	社会福祉法人アムネかつしか
グループホーム	特定非営利活動法人アルプス
グループホーム	社会福祉法人アムネかつしか
保健予防課	保健予防課保健予防係長
保健予防課	保健予防課保健予防担当係長
保健予防課	保健予防課保健予防係主任

葛飾区精神障害支援部会設置要領

平成19年8月3日

19葛保保第308号

保健所所長決裁

(設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、葛飾区精神障害支援部会(以下「部会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 部会は、主に精神障害のある方の生活支援に関わる事業者及び関係機関(以下、「精神障害支援者」という。)が、地域の課題を共有し、改善に向けて協議を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 部会は、要綱第2条第1項第2号に係る次の事項を所掌する。

- (1) 精神障害のある方とご家族の支援、地域社会との関係構築に関すること
- (2) 地域ネットワークの構築に関すること
- (3) 地域活動支援センターの運営に関すること
- (4) 地域移行・地域定着支援等に関すること
- (5) 地域の社会資源活用に関すること
- (6) 精神障害支援者の研修事業に関すること
- (7) その他、新たな地域課題に関すること

(構成)

第4条 部会は、別表に定める者及び別表に定める事業所等に所属する者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

(会長等)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、保健予防課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、障害福祉課長及び障害援護担当課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することが

できる。

(会員以外の者の出席等)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）会長に対し、部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会に報告し承認を得る。

(分科会)

第9条 部会長は、必要があると認めるときは、議題に応じて分科会を設けることができる。

2 分科会は、構成員の互選により長を置くことができる。

3 分科会は、部会に対し協議事項を報告する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成19年8月3日から施行する。

付 則

この要領の改正は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要領の改正は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

葛飾区障害者施策推進協議会「葛飾区精神障害支援部会」

保健予防課長	部会長
障害福祉課長	副部会長
障害援護担当課長	副部会長
区内地域活動支援センター代表者	
区内グループホーム代表者	
区内相談支援事業者代表者	
保健予防課保健予防係長	
保健予防課保健師	